

魚沼市教育委員会と国立大学法人上越教育大学との連携協力に関する協定書

魚沼市教育委員会（以下「甲」という。）と国立大学法人上越教育大学（以下「乙」という。）は、教育研究活動及び研修等（以下「教育研究活動等」という。）における連携協力を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の連携のもと、教育研究活動等で協力することによりそれらの活性化を図り、もって人材の育成と地域社会に貢献することを目的とする。

（連携協力）

第2条 甲と乙は、この協定書に基づき、次の各号に掲げる事項について連携協力するものとする。

- (1) 教育研究活動の推進に関すること。
- (2) 研修に関すること。
- (3) その他教育研究活動等に関すること。

（協議）

第3条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙のいずれからも何らかの申し入れがない場合は、期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年6月1日

甲 魚沼市教育委員会教育長

星



乙 国立大学法人上越教育大学長

佐藤芳彦

